

## 習志野ドイツフェア 2018 出店要項

### 【出店ブースについて】

- ①出店スペースについては、1区画を間口2.7m×奥行3.6mとします。  
ただし、変更する場合がございます。
- ②出店場所は、実行委員会側で決定します。  
決定方法に対して出店者は異議を申し立てる事は出来ません。  
また、一旦決定した出店場所については、変更することはできません。
- ③主催者は、各テントブースにコンセント2口を用意します。  
また、各店舗における電気使用の上限は、1.5kwとします。
- ④ゴトクコンロ、フロパンガスボンベ及び長机、イスの不足分については、出店者が用意してください。
- ⑤ゴミ及び排水、その他出店時に発生する廃棄物等は、出店者の責任において処理してください。  
また、ゴミの放置や会場内の関係者用ゴミ置き場への廃棄を見つけた場合は、代金を請求いたします。
- ⑥イベント時間内でのテントブース内の撤収作業は、禁止といたします。

### 【衛生面について】

- ①飲食商品を販売する際は、習志野保健所及び主催者の定める事項を十分理解し、衛生管理の徹底に努めるものとします。  
また、商品の作り置きは極力行わないでください。
- ②容器、はし、スプーンなど直接口に接するものや、飲食等を保管する際に必要な物品（冷蔵庫等）についても、出店者が用意してください。

### 【出店料金について】

- ①出店料金については、2日間の出店で、商工会議所会員は、1区画30,000円（机1台・イス1脚・会場清掃費込）、非会員は1区画45,000円（机1台・イス1脚・会場清掃費込）とします。※2日間出店することを前提としています。
- ②出店料金のお支払については、下記の振込期日までに、商工会議所指定銀行口座にお振込みをお願いいたします。  
お振込みの確認ができない場合、出店できない可能性がありますのでご注意ください。

振込期日 10月5日（金）

振込口座 千葉銀行 津田沼支店 普通 1191299 名義：習志野商工会議所 会頭 白鳥 豊
---

【酒類の取扱いについて】

- ①酒類を販売する際の移動小売免許の申請は、出店者が行うものとします。

【搬入搬出作業・駐車場について】

- ①会場内への搬入搬出は、原則、当日とし、搬入搬出車両証を外から見える場所に置き、出店者は下記の時間の厳守をお願いいたします。

また、搬入時間を過ぎた場合については、作業中であっても、速やかに会場内から、車両の退去をお願いすることとなりますので、時間には

余裕をもって、搬入をお願いいたします。

搬入時間 両日：午前7時30分～10時

※午前10時までに搬入作業を完了するようにお願いいたします。

搬出時間 13日：午後8時30分～

14日：午後7時30分～

- ②出店者用の駐車場は用意しておりません。

車を利用する出店者は、近隣の有料駐車場を利用し、駐車料金は自己負担となります。

【その他】

- ①提供商品の価格については、出店者が決めることとします。
  - ②イベント時間内に商品の欠品することが無いよう、余裕を持った仕入計画を立て在庫の管理や補充について対策を行うようにしてください。
  - ③金銭授受等のトラブルについては、主催者は責任を負わないものとします。
  - ④イベント開催中の喫煙は、所定の場所で行うこととし、販売行為中の喫煙は認めないものとします。
  - ⑤出店に関する事故や苦情があった場合は、開催期間中・終了後に関わらず速やかに実行委員会に報告することとします。
  - ⑥時間やルールを守れない出店者様は、次回より出店をご遠慮していただきます。
  - ⑦出店物及びイベントなどに関し、会場内で発生した事故に対しては、一切の責任を負いません。
  - ⑧開催後の出店中止命令については如何なる場合でも出店料はお返し致しません。
  - ⑨大雨・台風・強風などの悪天候により、開催前に中止を決定した場合は、出店料から設営費等を差し引いた残額を返金いたします。
- ※中止の決定は、開催前日17時、開催当日7時にご連絡いたします。